

当薬局の厚生労働大臣が定める施設基準について

●当薬局では、厚生労働大臣の定める以下の施設基準に適合しており届出を行っております。

- ・調剤基本料 3—8
- ・連携強化加算
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・地域支援体制加算 4
- ・後発医薬品調剤体制加算 3
- ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・在宅薬学総合体制加算 1
- ・特定薬剤管理指導加算 2
- ・無菌調剤処理加算